

2 1 川 監 公 第 1 1 号

平成 2 1 年 9 月 1 0 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿 川 隆
同	奥 宮 京 子
同	後 藤 晶 一
同	宮 原 春 夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 港湾局・水道局

監査の範囲 平成20年度に契約した工事、平成19年度からの繰越工事及び債務負担行為の工事で平成21年3月31日までに完了したもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成21年4月 1日から

平成21年8月17日まで

監査の結果

今回の監査は、港湾局、水道局が契約した工事及び工事関連の業務委託のうちから、工事24件、業務委託3件合わせて27件（別表）を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて書類審査及び現場調査を行った。

また、重点項目として仕様書及び図面が的確に作成されているかを主眼に実施した。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

これらは軽易な事項であるが、費用対効果を上げる執行とするため、現場状況を考慮した設計について、周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 施工が可能な設計とすべきもの

移動式防球フェンスの固定ができなかった設計の事例

（別表監査番号5）（港湾局川崎港管理センター整備課）

(2) 環境対策費を適切に計上すべきもの

同一現場で施工された工事において、環境対策費の計上に重複がみら

れた事例

(別表監査番号 23、26) (水道局工務部 設計課、同第2配水工事事務所、同第3配水工事事務所)